

一般社団法人所沢地区労働基準協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人所沢地区労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、所沢労働基準監督署との密接な連携のもとに、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法その他関係諸法令の普及指導、労働災害防止の推進、労務管理の指導研究を行い、もって労働者の福祉の増進、労働条件の向上を図り、産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法その他関係諸法令の普及推進に関する事項
 - (2) 産業安全、労働衛生の啓蒙推進に関する事項
 - (3) 労務管理の改善に関する事項
 - (4) 労働安全衛生法にかかわる各種技能講習に関する事項
 - (5) 労務管理、安全衛生、労災保険その他に関する講習会、講演会、研究会等の開催に関する事項
 - (6) 会報、資料等の配布による広報活動に関する事項
 - (7) 優良事業場及び優良労働者の表彰、工場見学、体育大会等の開催に関する事項
 - (8) 労働基準法その他関係諸法令に基づく諸届等の指導、労務相談に関する事項
 - (9) その他本会の目的達成に必要な事項
- 2 前項の事業は、本会所管区域である、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、入間郡（三芳町）の5市1町において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、所沢労働基準監督署管内に所在し、本会の趣旨に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、会員総会において定める会費に関する規定に基づき会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を3年以上支払わなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構 成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時会員総会は、次の各号に掲げるときに開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招 集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員総会の招集は、少なくとも会員総会の7日前までにその会議の目的たる事項及び日時、場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会に出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第1項及び第2項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長のほか出席した会員または役員の中から選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 22名以上26名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、会員の中から会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、自己の職務の執行の状況について、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

- 第26条 本会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
 - 4 参与は、会長の求めに応じて本会の業務に参加するものとする。
 - 5 顧問及び参与の報酬は無償とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 組 織

(運営委員会及び専門部会)

第32条 本会の事業を運営するため必要あるときは理事会の決議により、任意の機関として運営委員会及び専門部会を設置することができる。

- 2 運営委員会は、担当事項を審議して理事会に参考意見を表明し、又は理事会の諮問に応ずる。
- 3 専門部会は、担当事業の実施に関する事項を審議して会長に意見を述べるとともに、当該事業の円滑な実施に協力する。
- 4 前項の運営委員会及び専門部会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(支部の設置)

第33条 本会の事業活動を円滑に推進するため、任意の機関として支部を置く。

- 2 支部は第4条に規定する事業の円滑な運営を図る。
- 3 支部の数及び運営については別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類について

は定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第37条 本会は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1名のほか職員若干名を置く。事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 3 事務局の運営に関する事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第12章 雑則

(施行細則)

第43条 本定款施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は千須和明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。